

## 令和5年度第1回北海道環境審議会の審議事項への御意見（受付順）

## 1 令和4年度北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価について

御意見	委員氏名
<p>本点検・評価においては「P D C Aサイクル」を採用し、当審議会は「目標の達成状況の評価」「施策の総合的な評価」に意見を述べることになっていきます。</p> <p>そうであれば、「評価」の具体的な内容が示されなければ、評価はできません。提示された数字が意味するものや、「何が課題なのか」を掘り下げることで、次の取組が明らかになります。「評価」の明確化を求めます。</p>	
<p>分野1「地域から取り組む地球環境の保全」の今後の取組の方向性について。ゼロカーボン北海道推進計画では、道民の行動変容を求めています。</p> <p>道民一人ひとりが環境保全の意義を理解し、生活様式を変えていく象徴として「行動変容」のワードをぜひ盛り込んでいただきたい。</p>	武野 伸二
<p>分野2「北海道らしい循環型社会の形成」の今後の取組の方向性について。世界の温室効果ガスのうち8～10%は食品ロスから出たものと推定され、自動車排出量（10.0%）とほぼ同じです。</p> <p>食品ロス削減によるCO<sub>2</sub>削減、食品ロス削減による循環型社会の構築という視点は欠かせません。</p> <p>分野1と重なるので整理が必要ですが、今後の取組に「食品ロス削減」への言及は不可欠です。</p>	
<p>各目標値に対して具体的に効果が期待できる施策を実施しているのかが良くわかりませんでした。</p> <p>「普及啓発」という言葉が今後の取り組みの方向性（例えば、本編25頁等）の中で多く使われていますが、普及啓発で各目標値を実現できるのだろうかという疑問です。</p> <p>目標値に近づけることが目的であれば、より強い直接的な手段は無いのでしょうか。制度の導入や条例等、道の所掌事務の範囲ではできないものが多いのでしょうか。</p> <p>目標値を達成している都道府県や自治体がどのような手段を講じているかも参考として、道において取り入れられるものは取り入れていくということも一つかもしれません。</p>	東條安匡

## 2 地域脱炭素化促進事業（促進区域）の道の配慮基準について

御意見	委員氏名
<p>「基本的な考え方」について。児矢野委員も指摘されていますが、1番目の「国際的に保護とされている保全地域」は文章として違和感があります。「国際的に保護すべき保全地域」か、「国際的に保護すべきとされる保全地域」ではないでしょうか。</p>	<p>武野 伸二</p>
<p>同じく6番目の「文化的に維持してきた」の省略された主語は、「道民が」のはずです。その道民の多くが自覚なく先住民の文化的遺構や景観・資源を損ねてきたのは事実であり、史跡指定まではされていない祭祀の場などは存在していると思われます。「地元で承知しているそのような場は避けましょうね」という主旨を明確にする意味で、「アイヌの人々をはじめ先人たちが文化的に維持してきた」といった表現を追記してはいかがでしょうか。</p>	
<p>(スライド11)            提示案：国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系            修正案：保護を目的として国際的に指定されている保全地域の自然環境・生態系            理 由：適切で明確な日本語にすべき。</p>	<p>吉中 厚裕</p>
<p>(スライド14)            提示案：地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要な保全区域。            修正案：            (1) 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域であり、その範囲が明確な区域。            または、            (2) 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から、環境保全や防災上の重要性が特に高い区域であり、その範囲が明確な区域。            理 由：スライド1にも記載されているとおり、促進区域は「環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定」「環境保全上の支障や環境配慮の観点から保全すべき区域は、促進区域から除くか、当該支障を回避するための適切な措置などを講じられる場合に設定」するものである。従って、環境保全上の重要性が特に高い区域は、「法令等で施設の設置が困難」「施設の設置に許認可が必要な保全区域」であるかどうかに関わらず、促進区域から除外すべきである。            また、保全対象となる区域が明確であることが重要であり、その明確さは「保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域」とは限られないため「その範囲が明確な区域」というような表現に変更すべきである。</p>	

(スライド 15)

意見：市町村に対して誘導的な質問になっていたおそれはないか確認したい。

(スライド 17 ほか)

修正案：道指定鳥獣保護区は、特別保護地区だけではなく全域を除外区域とすべき。

理由：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条に基づき「鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき」に指定するものであり、促進区域との重複は適切でない。

修正案：国指定鳥獣保護区についても、特別保護地区だけではなく全域を除外区域とすべき。

理由：上述の通り。

修正案：絶滅危惧種や天然記念物に指定されている動植物の生育・生息地を除外区域とすべき。

理由：北海道生物の多様性の保全等に関する条例第4節「生息地等の保護に関する規制」第63条(土地の所有者等の義務)により「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物種の保護に留意しなければならない」。従って、絶滅危惧種に指定されている動植物の生育・生息地を促進区域とするのは適切でない。

また、地域住民等の地域の関係者や有識者などが参加する協議会の場で合意形成を図りながら市町村が促進区域を定める際には、絶滅危惧種や希少種、天然記念物に指定されている種の生育・生息状況を予め十分に調査し、その生育・生息が確認された場合は、その場所・範囲を明確にした上で、促進区域から除外すべきである。

修正案：KBA・IBAとして指定されている区域を除外区域とすべき。

理由：「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」の 15 は「陸の豊かさを守ろう」であるが、その指標の一つ (15.1.2) が「陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合」である。その中で、KBA は「国際基準で選定された、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域」とされ、その地域が保護区で網羅されている割合が同目標の指標と定義されている

(外務省、

Japan SDGs Action Platform.

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/15/Indicator15.1.2\(metadata\)\\_ja.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/15/Indicator15.1.2(metadata)_ja.pdf)

そもそも KBA は、危機性(世界的に絶滅の危機に瀕した種が生息する地域は重要という考え方)と非代替性(ある種の存続が特定の場所に依存している場合、その場所は重要であるという考え方)という世界で統一された選定基準により選ばれている、国際的にその重要性・保全の必要性が認められている地域である(コンサベーションインターナショナル

http://kba.conservation.or.jp/)。従って、現在保護区に含まれていない KBA は速やかに保護区として指定することが必要であるが、そのためにも KBA は「地域脱炭素化促進区域」から一律に除外すべきである。

修正案：「風力発電施設における鳥類のセンシティブリティマップ」に基づく「鳥類への影響を考慮すべき区域」を除外区域とすべき。

理由：風力発電施設の計画策定にあたっては、「環境アセスメントデータベース EADAS」で公開されている「風力発電施設における鳥類のセンシティブリティマップ」に基づき、「鳥類への影響を考慮すべき区域」として「注意喚起メッシュ」が示されている。「注意喚起」が必要な区域に「地域脱炭素化促進区域」を設定することは不適切であり、「地域脱炭素化促進区域」から一律に除外すべきである。

(スライド 18 ほか)

修正案：国立公園、国定公園及び北海道立自然公園については、特別地域だけでなく全域を除外区域とすべき。

理由：2022 年 9 月に提出した意見の通り法律・条例に照らして自然公園区域と促進区域とを重複させることは適切でない。また、北海道の国立公園の普通地域における植生自然度別の面積について、自然環境保全基礎調査の結果を元に GIS を用いて算出したところ暫定値であるが以下の結果を得た。このことから、北海道の国立公園では普通地域においても特別地域と同様に植生自然度が高い場所（植生自然度 8・9・10）が多いことが明らかであり、環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域と言える。以上のことから、自然公園区域はその全域を除外区域とすべきである。なお、国定公園、道立自然公園についてはまだ算出ができていない。

表 北海道内の国立公園の地種区分別・植生自然度別面積割合（暫定値）

地種区分	植生自然度 (% of total)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特別保護地区	0.00%	0.20%	0.00%	0.00%	1.70%	0.00%	0.00%	0.30%	73.60%	24.10%
第1種特別地域	0.10%	0.20%	0.00%	0.50%	3.50%	1.40%	0.10%	1.90%	83.60%	8.70%
第2種特別地域	0.60%	1.60%	0.00%	2.00%	1.70%	5.30%	1.10%	2.20%	78.10%	7.30%
第3種特別地域	0.10%	1.40%	0.10%	5.50%	2.50%	7.30%	0.30%	1.20%	79.60%	2.00%
普通地域	0.60%	5.60%	0.10%	2.60%	0.80%	21.90%	1.00%	2.50%	62.60%	2.20%

(自然公園全域・KBA 等を除外区域にした場合に市町村全域が除外区域になってしまう場合の措置について)

提案：審議会の中でも何度か申し上げていますが、市町村全域が何らかの自然保護地域等に指定されているとすれば、それはその市町村の自然環境が非常に優れているということ、自然環境や生物多様性から様々な恩恵を受けているということを表しており、そのような優れた自然環境、生物多様性を保全することは、当該地域に特に長期的な視点では大きな便益をもたらすことになる。この観点からは、市

<p>町村全域が除外区域になったとしてもむしろ当該市町村には大きな不利益は生じず、むしろプラスに作用することが期待される。</p> <p>一方で、当該市町村の住民の間で、現在自然環境から受けている恩恵を手放したい、むしろ短期的な経済的利益を得たいという合意形成がなされることもあり得るのだから地域の裁量を残すべきというのであれば、例えば「市町村全域が「自然公園区域」、「鳥獣保護区」又は「KBA」に指定されている市町村については、「自然公園の普通地域」、「鳥獣保護区の特別保護地区以外の地域」及び「KBA」は除外区域として取り扱わず考慮対象区域として取り扱うこととするが、促進区域の設定に向けての検討にあたっては、これら自然環境の保護を目的とした区域の指定目的・趣旨を踏まえ、極力促進区域からは除外するよう努めるものとする」といった「特例」を設けることを検討されてはどうか。</p>	
<p>(スライド93)</p> <p>修正案：地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第5条の6第5項の規定により、ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる目標の達成状況及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、本基準の見直しを定期的に行うものとし、その際には北海道環境審議会の意見を聞くものとする。</p> <p>理由：「本規則」の明確化及び「本規則」の文言と整合を図るとともに、北海道の状況に鑑み、見直しは「適時」ではなく「定期的に」また「北海道環境審議会での審議を」行い慎重に進める必要があると考えられるため。</p>	
<p>(スライド95)</p> <p>意見：市町村が促進区域の設定や事業開始後のモニタリング調査等を行うに当たっては、北海道や国、管理者と連携・相談することを求めるだけでなく、北海道が技術的・財政的・人的な支援を行うことが必須と考えられる。必要な支援措置についてご検討をお願いしたい。</p>	
<p>*動物の生息地の点から、除外すべき区域または配慮を要する区域について</p> <p>案) 生物多様性の高い環境の指標種となるような種 とくに保護増殖事業対象種のような希少種については、潜在適地マップを利用(作成, 更新)して、生息確率の高い(利用確率50%以上など: 要検討)の区分は促進区から除外, あるいは風力, 太陽光, 地熱発電事業では除外, もしくは配慮の必要な区域として, 生息確率の高い地区で事業を計画する場合の配慮事項として適切な保全が担保できるレベルのきめ細かな基準を明記することを提案します。</p> <p>提案の背景) 将来にわたり保全すべき, 生物多様性の高い環境の指標種となる種の生息環境の維持保全は, 北海道として非常に重要である。とくに対象種が保護増殖事業の対象とされているような希少種の場合は, 将来的な移動分散先の潜在生息環境も含めた保全が必要と考えられる。</p> <p>具体的な対象種の例として, タンチョウとシマフクロウでは既に公表さ</p>	<p>白木 彩子</p>

<p>れた潜在適地マップがあり、利用も可能ではないかと思えます。以下を参照してください。</p> <p>タンチョウ Masatomi and Masatomi (2018) Ecology of the Red-crowned Crane and Conservation Activities in Japan の Fig 6.10 In: Biodiversity Conservation Using Umbrella Species. Blakiston's Fish Owl and the Red-crowned Crane.</p> <p>シマフクロウ 吉井ほか (2017) 動的分布モデルを用いたシマフクロウの 個体群再生計画下における分布拡大予測の図3. 保全生態学研究 22 :105-120 (2017)</p>	
<p>※ ほか、別添エクセルファイルのとおり</p>	
<p>①全体的なこと</p> <p>1) 作業のロードマップの全体像が見えない。親会による、部会や他の審議会（アセス審など）に意見照会をすべきとの意思決定も、全体のロードマップの中に目的合理的にはめこまれ、実現している感じがしない（下記②③④参照）。行き当たりばつりの作業になっている印象。</p> <p>2) 審議会会議とは別の今回のような各委員からの意見聴取は、審議会における論点形成・整理（審議会における今後の委員間の議論と意思決定の前提）のためのものと理解している。しかし、これまでの意見聴取の扱い（改訂案の中にある問答集のようなものから）は、あたかも、本来審議会にて委員間でなされるべき審議内容に関して各委員と事務局との間で個別の意見交換がなされているかの如くになっている印象。事務局は審議会メンバーではないので、委員から送られた意見に対して、事務局があたかも回答者のようにそれに対して意見表明しているのは妙な印象。また、会長も含めて他の委員と同時共有できない委員の個別的意見聴取が、あたかも審議会における審議であるかのごとくに扱われている印象も受け、これにも違和感を覚える。ゆえに、意見聴取の扱いについて、審議会と事務局との権限関係の再確認も含めて再考を要するのではないか。</p> <p>3) 審議会会議外での各委員からの個別の意見聴取に関して本来事務局に求められるのは、</p> <p>(i) 出された意見の集約、</p> <p>(ii) それに基づく論点・各論点にかかる委員会の意見の相違に関する整理、</p> <p>(iii) その結果を次回の審議会会議において検討すべき論点としての提示をすることにより、次の審議会での検討の前提材料を準備することと思われる。委員から出された意見に対して、事務局の判断で実体内容にかかる回答をして自身の立場を改訂案に反映させることではないだろう（制度上、事務局にはそのような権限はない）。そして、審議会は次回の会議において、事務局が準備した論点整理に従って議論・検討して意思決定を行い、事務局はその結果を改訂原案に反映させ、その次の審議会会議の叩き台とする、…ということではないかと</p>	<p>児矢野 マリ</p>

思われる。現段階でようやく原案が出てきたように思われるので、今後はこのようなプロセスが可能になるのではないか。したがって、事務局には、委員からの意見に回答するのではなく、上記(i)～(iii)の作業をやって頂けないか。

4) 審議会会議で確認された事柄・その内容は、制度上、次の審議会会議の叩き台となる改訂案に反映されなければならないはずだが、事務局の判断により反映されていない箇所が、全体として散見されるようである。これは、審議会メンバーではない事務局の権限踰越にも該当するのではないかと思われ、手続上強い懸念を覚える。

5) パワポによる整理は有難いが、道基準は文章テキストの形で採択されるはずなので、そろそろ文章テキストの形で道基準案を示してもらいたい。そろそろ審議会における踏み込んだ精緻な検討がなされるべき段階に入っており、そのためには文章テキストが必要である。

②スライド3頁：

アセス審議会に意見を照会したとのことだが、具体的に何を照会したのか、事務局に説明をお願いしたい。親会では、「アセス配慮書の省略に鑑みて、道基準案においてはアセス配慮書で考慮されるべき事項(基準)を具体的に記載するべきであり、そのような具体的な基準案の内容の妥当性について意見を照会するべき」旨、意思決定されていたと記憶している。他方で、過去アセス審議会に意見照会された時点までに、親会ではアセス配慮書で考慮されるべき具体的な事項に関する原案は示されていなかったと思われる。とすれば、1) 3月・5月のアセス審では何に関して、どのように意見が照会されたのか。「配慮書省略の観点と累積的影響の観点から」というだけでは、具体的によくわからないので、事務局にご説明をお願いしたい。2) 上記親会の意思決定によれば、上記状況ではアセス審への意見照会は必要十分にできないはずである。ゆえに、上記にかかる今後の意見照会のスケジュールにつき、事務局による見通しについてご説明をお願いしたい。

③3頁：「その他の審議会への意見照会は…の調整をもって行った。」

- 1) 審議会の事務局との調整(＝事務局間の調整)だけでは、制度上、審議会への照会にはならない(事務局は、審議会の活動を代替することはできないため)。ゆえに、事務局にではなく審議会への意見照会が必要。
- 2) 「その他審議会」とは、いかなる審議会か、事務局にご説明をお願いしたい。
- 3) 上記説明だけでは、実体が不明なので、事務局間で、何を、いかなる形で調整し、調整結果はいかなるものなのか、事務局に説明をお願いしたい。

④7頁等：他府県の状況について

事務局には、他府県で採択された基準を、テキストの形で情報提供して頂けないか。

⑤8頁：適用助祭について

提示案では、規模如何にかかわらず、設置場所だけで全て適用除外となっている。規模要件を入れるべき。他の都道府県の基準でも、大多数が規模要件を設定している。

⑥「恵をもたらす豊かな自然環境を保全」のうち、「国際的に保護とされている保全地域の…」

原案では、過去の審議会で過去に指摘したように、「国際的に保護されるべきとされている」とするべき。なぜなら、以下の理由で（参考意見5）における事務局の見解は妥当しない。

- 1) 原案では日本語の意味が通じない。
- 2) 「国際的に保護されるべきとされている」ものといのは、「現在保護されている」ものも含む。基本方針は一般的な方針を示すものなので、広くとるのが通常。3) そもそも「現在保護されている」ということの意味が不明である。

⑦「恵をもたらす豊かな自然環境を保全」のうち、「文化的に維持してきた自然景観・資源」について

前回の審議会でも多くの委員が指摘したように、アイヌ民族を明示し、具体的には「地域社会及びアイヌ民族により文化的に重要と考えられてきた自然及び文化的な景観・資源」とするべきである。その理由は、以下の通り。

- (i) 北海道に居住するアイヌ民族の文化の尊重については、アイヌ施策推進法という法律上の明文根拠がある（アイヌ施策推進法では、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」としてアイヌ民族を位置づけ、そのようなアイヌの文化を尊重するべきと明記しており、アイヌ民族、とりわけ北海道のアイヌ民族の文化は一般の地域社会の文化の中に還元され尽くされないことは法律も認めている）。ゆえに、北海道の自治体は施策や措置の実施においてこの点に十分配慮するべきことは法律上の要請であり、この点を基本方針に明記することは正当かつ合理的である。
- (ii) 国際的にも、生物多様性条約の関連議定書の関連規定では「地域社会及び先住民族の伝統地域」というように、両者を区別して並列して記載している。
- (iii) アイヌ民族の文化の尊重は、今や北海道の政策全体を通底する立場といえるだろう。基本方針としての明記は、そのことの確認である。
- (iv) これは基本方針であり、具体的な基準を示すものではないので、前回審議会で表明された事務局の懸念は妥当しない。

⑧以上との関連で、＜別紙1＞4頁：

「文化への影響」の箇所に、上記「アイヌ民族により文化的に重要と考えられてきた自然及び文化的な景観・資源」の方針を具体化するべく、アイヌ民族の文化に関連する項目を入れるべき。具体的な方法・記載内容については、事務局の方で、選択肢についてご検討をお願いしたい。

⑨12頁：「III 北海道の基幹…重要機能を保全」及び「第一次産業の健全な発展との調和」「景観などの観光資源」

1) 「III 北海道の基幹…第一次産業、観光業などが有する重要機能を支える環境の保全」及び「第一次産業の健全な発展を支える環境の保全」「観光を支える環境の保全」とするべきである。なぜなら、既に小職が指摘したように、「第一次産業などが有する重要機能の保全」は、改正温対法に基づく都道府県基準案の設定趣旨に適合しない。第一産業や観光業それ自体の保護は改正温対法の目的ではないからである。あくまでも、第一次産業など



が有する重要機能を維持することとの関連における環境の保全、というのが改正温対法の趣旨に適合する。

⑩以上との関連で、＜別紙1＞5頁「農林水産業の維持発展のための環境への影響」

具体的な日本語表現に工夫を要すると思われる。

⑪14頁：「保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域であって」

過去の審議会で、これは限定的に過ぎるので削除すべきであることは、再三指摘されており、異論は出ていない。審議会のメンバーではない事務局の判断により、改訂原案に審議会の意思が反映されていないのは、手続上不適切（制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。）なので、この点に関する是正を事務局に強く申し入れたい。（上記①3）も参照）。

⑫14頁：「法令等で施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要」

これも、過去の審議会でも削除すべきであることは、再三指摘されており、異論は出ずその妥当性は確認されている。このような基準は法律上の要請であり当然なので、明記は不要だからである。事務局の判断により、改訂原案に審議会の意思が反映されていないのは、手続上不適切（制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。）なので、この点に関する是正を事務局に強く申し入れたい。（上記①3）も参照）。

⑬14頁：「考慮対象事項への振り分け方」

日本語表現としては、これは適切ではない。「考慮対象区域への振り分け及び考慮対象事項の設定に関する考え方」が妥当だろう。

⑭93頁：「配慮基準の見直し」

原案は施行規則（5条の6の第5項）の該当部分の完全なコピーなので、あえて明記する意味はない。本年度の自然環境部会及び温対部会の合同会議で複数委員から指摘され確認されたのは、このような施行規則のコピーの挿入ではない。例えば、「施行後3年間は毎年の見直し、その後10年間は2年ごとの見直し、その後は左記10年間の最後の見直し時に妥当と判断された期間における定期的な見直し。但し、必要があると認めるときは、そのつどの見直しを行う。」というような内容にすべき。これは、部会で異論なく確認されているので、事務局の判断により部会における審議の結果が改訂案に反映されていないのは、手続上不適切（制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。）なので、この点の是正について事務局に強く申し入れたい。（上記①3）も参照）。

⑮94頁：「地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組に関する例示」

前回の審議会でも質問したが、これは、いかなる位置づけのものなのか、事務局に説明をお願いしたい。道基準に明示する、ということか。原案の記載事項の内容は、「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全」（21条7項）に関する事項ではないので、改正温対法の趣旨からは道基準に明示すべき事項とは思われないため、削除すべきという気もするが。

⑯環境影響評価法に基づく配慮書手続で考慮されてきた具体的な基準を、道基準に明記すべきことについて

環境影響評価法に基づく配慮書手続の省略に鑑みて、従来配慮書手続で

<p>考慮されてきた具体的な基準を、道基準に明記すべきことは、審議会で再三確認されている。また、このことは、環境省発出の諸文書（例えば、各都道府県知事宛ての環境省総合環境政策統括官からの発出文書「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（環政計発 2204017 号、令和 4 年 4 月 1 日））においても、明示されている（「都道府県基準を定めるにあたっては、配慮書手続が省略されることを念頭に置き、地域脱炭素か推進事業のうち環境影響評価法の対象となる規模のものについては、配慮書手続において検討すべき検討事項・手法を占めることが重要になる。」）。以上の点からは、少なくとも原案からは下記の事項が抜けているので、入れるべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業実施予定地について複数案を示し、それぞれについて環境影響に関する検討の経緯を示すこと。</li> <li>2) 想定される予測の不確実性の程度等について、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理すること。なお、親会で決定されたように（上記②参照）、以上の観点から原案が適合的なものになっているかについて、改訂案は厳密に検討されるべきであり、アセス審の具体的な意見を照会するべき。</li> </ol>	
<p>⑰累積的影響が考慮事項に入っていない点について</p> <p>累積的影響を明示的に考慮事項に含むべきことは、審議会で再三確認されている。ゆえに、改訂案はこの観点から再考を要する。事務局の判断により部会における審議の結果が改訂案に反映されていないのは、手続上不適切（制度上、事務局は審議会の意思に反して提案文書を提出する権限を有しない。）なので、この点の是正について事務局に強く申し入れたい。（上記①3）も参照）。さらに、以上のことは、環境省発出の諸文書（例えば、各都道府県知事宛ての環境省総合環境政策統括官からの発出文書「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（環政計発 2204017 号、令和 4 年 4 月 1 日））においても、今般の改正温対法における都道府県基準の効果的な役割として、累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題についても一定の配慮が可能になることが期待される旨、明記している。ゆえに、累積的影響を考慮事項から外すという立場は、改正温対法の趣旨に適合しない。</p>	

※ 北海道生物多様性保全計画の変更について

御意見	委員氏名
<p>生物多様性保全の実現に向けたアプローチを考えるにあたり、「道民や企業の意識を変える戦略を進める」ということが資料 7-1 の 2 ページに挙げられています。このことについてはもちろん賛同しますが、そもそも「生物多様性」や「生態系サービス」という概念について道民がどの程度の認識でいるのかについてはどのように把握されているのでしょうか。現状がわからない状態で意識を変えたり向上させたりするための具体的施策を検討することはできないと思いますので、何らかの調査を実施するか、全国的な状況を踏まえての推測などが必要だと思います。</p> <p>なお、『生物多様性国家戦略 2012-2020 の点検結果』や JB03 などに示された国の愛知目標の評価を踏まえると、学校教育と環境行政がどのように連動して教育的介入に取り組むかが大変重要だと思います。以前は、北海道でも環境行政においても学校教育でも活用可能な教材や資料を作成するなどの施策が見られましたが、近年あまりそうした動きが感じられません。北海道の HP にある資料もよそのものか古いものが多く、「環境教育プログラム集」などはリンク切れになっています</p> <p>(<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kankyokyoiku.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kankyokyoiku.html</a>)。</p> <p>「生物多様性」や「生態系サービス」に関しては、高等学校の「生物基礎」の教科書に少し取り上げられているだけなので、言葉を聞いたことがあったとしても、生物を選択した高校生の一部が内容までよく理解できるチャンスを持つに過ぎない状態のままとなっています。このためか、『生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果』（以下『点検結果』と表記）で、「目標値 75%以上として設定していた「生物多様性」の言葉の認知度は、51.8%と目標値を下回る結果」と評価されています。2022 年の内閣府調査の「…あなたは、この「生物多様性」の言葉の意味を知っていましたか。」という問いに対する回答を見ると、「言葉の意味を知っていた」と「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」を合わせた割合は 72.6%に跳ね上がっており、『点検結果』が評価に用いた数値がこの内閣府調査の一つ古い版の数値であることを考えると、現在の国の認識は 7 割以上の国民が「生物多様性を認知している」という理解になるのではないかと思います。しかし教育学的な観点から言えば、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」は「理解していない／知らない」ということなので、このような評価は誤りであり、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」を「知っている」に含めた『点検結果』の評価もそのまま受けれることはできません。内閣府の調査結果から判断すれば、生物多様性の概念の国民への浸透状況は「最大でも 29.4%程度の理解に留まっている」とすべきでしょう。この状況が北海道にも当てはまるとすれば、「意識を変える戦略」が必要なことは当然ですが、それ以前に意識を持たせるための施策が必要と考えられます。なお私の予察的研究では、「文化的サービスや調整サービスに関するものを生態系サービスとして認識していない人が多い」ことや、「生態系の 4 つの危機のうち、第二の危機についての認識が特に低い」こと、および「生物多様性には 3 つのレベル（生態系・種・遺伝子）があることについての理解が不足している」ことなどもわかっており、これらはみな根っこが一緒の問題であると</p>	<p>能條 歩</p>

思っています。

今回の資料7-1の3ページの論点には、「2. 生態系サービスの最大化への意識」というのがありますが、文化的サービスの最大化も視野に入っているでしょうか。そうだとすれば、その具体的な施策はどのようなものになるイメージでしょうか。

ネイチャーツーリズムなどの盛り上がりを見せている北海道ですので、それに関する施策が挙げられるかと思いますが、主に道外在住者やインバウンド向けのツーリズムに関する施策だけでなく、道民対象の意識向上策が必要ではないかと思います。このことは「6. 北海道としての役割の追求」の論点にも関わるように思います。自然との触れ合いや環境教育の場としての役割を整理し、整備したり周知したりすることは、道外からくる修学旅行生をはじめとする国民全体に向けた「北海道の自然環境を生かしたもの」として「北海道としての役割」を発揮するものとなるでしょう。そしてこれは世界に対しても重要な情報を提供することができる要素となるはずです。「3. グローバルな視点」とも関わる部分かとも思います。6ページの基本戦略4「自然と関わる機会の（積極的な）創出」のところに書かれていることにも賛同しますが、そこに出てくる「恩恵」や「生態系サービス」には文化的サービスに関することも含まれることを強く意識する必要があると思います。

資料7の参考資料2の2ページにある「令和4年度に実施した道民意識調査では、36%が「ほとんど自然にふれあう機会がない(34.8%)」、または「ふれあいたくない(1.2%)」と答えており、このことは、道民が自然の仕組みに対する理解を損ない、自然への感謝や畏敬の念を抱く機会の減少につながっている可能性がある。」という指摘は、文化的サービスに関する意識が不足する負のスパイラルに陥っていることを危惧させます。基本戦略1に教育関連の具体的取り組みがないため、これらの点が改善しないような不安が残ります。「自然とのふれあいの機会を充実させ、各種の生態系サービスを具体的に意識したり学習したりする場の創出および情報発信を行う」といった教育関連の具体的取り組みがあった方がいいように思います。OECDには必ずそうした行動をおこなうよう促すとか担当職員を置くようにさせる、くらいのことがあってもいいのではないのでしょうか。これを基本戦略2の具体的取り組み1)にある「北海道自然の恵み図鑑」と連動させるといいとおもいます。その際、アイヌ民族の自然観についても、「異なる文化からくる価値観があることは北海道の財産である」という発想で扱うことが必要ではないかと思います。

各所に記載されているような「道民の理解を促進する」ためにはいわゆる環境教育的な施策が不可欠であり、全ての基本戦略について周知・啓発の方法と合わせた社会教育的な視座が不足しているように思います。